（計画様式10）

国立研究開発法人科学技術振興機構　殿

**事業プロモーターが遵守すべき倫理綱領について**

　大学発新産業創出基金事業プロジェクト推進型事業プロモーター支援（以下、「事業プロモーター支援」といいます。）の事業プロモーターは、以下の倫理綱領（以下、「本綱領」といいます。）をご確認の上、同意いただける場合は機関名、役職、事業プロモーター名を記載し「倫理綱領に同意する」にチェックを入れてください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 倫理綱領に同意する |

西暦で記入してください。

　　　年　　　月　　　日

機関名：

役職：

　　　事業プロモーター氏名：

1. 我が国の科学技術の事業化と育成の趣旨に賛同すると共に、事業プロモーター支援および大学発新産業創出基金事業プロジェクト推進型起業実証支援（以下、「起業実証支援」といいます。）の社会的責任の重みを十分認識し、社会規範・倫理に沿った公正・誠実な事業プロモーター活動を通じて、社会からの信頼の確立を図ること。

2. 適用される全ての国内外の法令、規則、各種指針、社会的規範、開発や各種申請時の研究不正防止その他の一切のルールを厳格に自ら遵守し、かつ大学等の研究者や関係者に対しても遵守させるように努めること。

3. 日々刻々と変化する国内外の対象とする産業や科学技術への理解を深め、研鑽を怠らないこと。

4. 起業実証支援および事業プロモーター支援の趣旨を十分に理解し、社会的名誉・信用を維持し、起業実証支援および事業プロモーター支援について第三者が誤解、困惑・不信感を抱くような内外の行動を控え、起業実証支援および事業プロモーター支援における事業プロモーターであること以上に、大学等の研究者や関係者及び第三者に何らかの信頼を付与されているような言動は控えること。

5. 大学等の研究者や関係者との間で何らかの契約・覚書を締結する場合には、情報の非対称性を利用した不当な交渉を行わず且つ不当な条項を挿入しないこと、またこれらの者の第三者への相談の機会を妨害しないこと。

6. 起業実証支援および事業プロモーター支援における事業プロモーター活動を通じて知りえた大学等の情報を、当該大学等その他当事者の明示の同意なく第三者に口外しないこと、また知的財産権の保護に努めること。

7. 大学等や起業実証支援の成果となるスタートアップの設立支援に際し、自己の利益だけを追及する行動をとらないこと。

8. 本綱領の公表及び大学等に対する告知に協力すること。

9. 大学等との間に何らかのトラブル・紛争が生じた場合、直ちにJSTに報告し、誠実に対処すること。

10. 暴力団又はこれらに準ずる者などの反社会的勢力に該当せず、かつ将来も該当しないこと、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないこと。

なお、上記倫理綱領の違反、起業実証支援および事業プロモーター支援の社会的評判や信頼を貶める可能性がある行為が発覚した場合、そのおそれがある場合には、事業プロモーターの同意がなくとも、JSTより事業プロモーターの活動を停止していただくこと、以後事業プロモーター支援への採択を行わないこともあること。

以上